

部活動に係わる活動方針

令和6年4月

仙台市立寺岡中学校

1 本校の部活動がめざすもの

【学校教育目標】

自ら考え、自ら決定し、自ら行動できる生徒の育成

【活動方針】

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 運動部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立と生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成等を図り、心身の健康保持増進に努め、充実した学校生活を送ること。
- (3) 文化部活動を通して、本校生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむとともに創作・表現活動の資質・能力の育成を図り、充実した学校生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①各部顧問は、生徒が作成した年間活動計画を確認し、校長に提出する。
- ②作成する年間活動計画には、活動日、休養日及び大会日程等を明示する。
- ③各部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てること、及び練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容の作成することを支援する。

(2) 方針と計画の公表

- ・活動方針及び年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 每月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・各部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 每月〔複数月〕の活動計画の 通知

- ・各部顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 每月の活動実績報告

- ・各部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所休養日及び大会参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制 について

(1) 入退部規定

- ①所属する部は一つとし、任意加入とする。
- ②入部、退部、転部については保護者の同意を得ることとし、部活動入部届及び退部届、転部届を提出する。また、運動部への入部希望者と、所属する地域クラブ等から中体連に参加する生徒については、文化部や無所属の生徒であっても、中体連参加区分確認書を提出することとする。
- ③1年生の活動については、4月中旬から下旬までの一定期間を仮入部期間とし、仮入部期間の部活動参加は、顧問の許可を得ることとする。正式所属は4月下旬の部活動集会からとする。

(2) 本校が設置する運動部設置する運動部・文化部

①令和6年度は下記の運動部・文化部（常設部）を設置することとする。

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
陸上競技	○	○	ソフトテニス	○	○	卓球	○	○
野球	○	○	バスケットボール	○	○	剣道	○	○
サッカー	○	○	バレーボール		○			
吹奏楽	○	○	美術	○	○	総合文化	○	○

※令和8年度からは常設以外の部活動は顧問を置かず、大会等の引率を行わない。

(3) 保護者への説明

- ①部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②各部顧問は、より良い運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは活動を行わない日

- ①学期中は、週3日以上の休養日を設ける。
※平日は少なくとも2日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②休みが3日以上連続する場合の休養日は、概ね連続する日数の半分とする。
- ③土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の土曜日及び日曜日に振り替える。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。
- ④その週の平日に休養日が設定できなかった場合は、別の週に休養日を設定する。
- ⑤部活動の中止日について
 - 実力テスト→1日前から（土曜日、日曜日、祝日を含む）
 - 中間テスト→4日前からテスト当日まで（土曜日、日曜日、祝日を含む）
 - 期末テスト→5日前からテスト当日まで（土曜日、日曜日、祝日を含む）
 - 職員会議、学年会、教科・教科外研究会、職員研修、学校が指定した日、顧問不在時、顧問が中止と定める日、臨時で会議を要する場合、流感等により学校長が活動不適当と判断した場合

(2) 長期休業中の休養日

- ①休日の活動時間に準ずるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日平日1日以上を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・平日の活動日は3日間とし、16時35分終了、16時45分完全下校、長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ①長くとも3時間程度とする。また、活動時間は休日の活動時間（概ね9時00分から16時00分）に準じる。
- ②夏季休業中の活動は、熱中症防止の観点から午前の活動のみとし、時間帯は概ね8：15～12：00とする。ただし、前日17：00または当日5：00に発表される予報において、熱中症警戒アラートが発令された場合は原則として終日部活動を中止する。また、午前中でも「暑さ指数（W BGT）の値が「31」を超える予報がある場合は活動を原則中止する。活動場所において活動途中でも「31」を超えた場合は原則中止とする。

(5) 朝練習・延長について

- ・朝練習は年間を通して行わない。延長時間は設けない。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・市中総体、吹奏楽地区コンクール、市新人大会の1ヶ月前から平日の活動を4日とする。その際は木曜日を休養日とする。活動時間は16時35分終了、16時45分完全下校とする。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導に当たる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備・用具等の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導に当たる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会・コンクール等の検討

(1) 参加する大会・コンクール等の精選

- ①各部顧問は、本校生徒にとって教育上の意義及び本校生徒の負担を考慮して、参加する大会は、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ②各部顧問は、生徒にとって教育上の意義及び生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会・コンクールや校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。
※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。
※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。